

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年2月27日

一般財団法人労災サポートセンター
契約担当役 岩瀬 信也

1 競争入札に付する事項

(1) 入札件名

- ①火災保険加入契約に係る一般競争入札
- ②損害賠償責任保険等各種保険加入契約に係る一般競争入札

(2) 仕様

別途掲載する「入札説明書 火災保険加入契約及び損害賠償責任保険等各種保険加入契約に係る一般競争入札」(以下「入札説明書」という。)による。

(3) 保険期間

①火災保険加入契約

令和8年4月1日0時～令和11年4月1日0時

②損害賠償責任保険等各種保険加入契約

令和8年4月1日0時～令和9年4月1日0時

(4) 契約履行場所

一般財団法人 労災サポートセンター (以下「センター」という。)
東京都千代田区九段北4丁目1番3号飛栄九段北ビル10階

(5) 入札方法

入札金額は、保険期間の保険料の総価をもって行う。

2 競争参加者に必要な資格

競争参加に必要な資格は、次の(1)から(7)までのいずれにも該当する者であること。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後6ヶ月経過

しない者でないこと。

なお、これを代理人、支配人及びその他の使用人として使用する者についても同様とする。

ア 契約の履行に当たり、不正な行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約の履行をしなかった者

(3) 国が行う「一般(指名)競争参加資格審査(全省庁統一資格)」において、「物品の販売」で「A」、「B」又は「C」等級に格付けされ、センターが定める期日までに有効な「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写しをセンターに提出した者又は、令和6・7年のうち、年間を通じて、国、地方公共団体若しくは社会福祉法人と契約実績があり、センターが定める期日までにその契約書の写し等をセンターに提出し、契約実績を証明した者であって契約担当役が認めた者であること。

(4) 契約担当役が別に指定する暴力団等に該当しない者であること。

(5) 本件業務に係る迅速なサービスの体制が整備されていること。

(6) 労働保険料の滞納をしている者でないこと。

(7) 個人情報適切に管理していること。

3 入札説明会及び入札参加申込方法

(1) 入札説明会は、実施しない。

(2) 入札参加申込方法

入札参加希望者は、「一般競争入札参加申込書」へ必要事項を記入し、必要書類を添えて令和8年3月13日 17時00分までに持参又は郵送(書留郵便に限る)によりセンターへ提出(郵送の場合は必着)すること。

両方の入札に参加する者は、各保険契約別に提出すること。

「一般競争入札参加申込書」「入札書」「委任状」「誓約書」の各様式は、センターのホームページの調達情報(※)に掲載された、入札説明書内に添付してあるのでダウンロードをして記入してください。

※[URL]<https://www.rousaisc.or.jp/supply.html>

なお、ダウンロードが出来ない場合は、下記6の担当者までEメールでその旨、お申し出ください。必要書類をEメールでお送りします。

4 競争入札執行の日時及び場所

(1) 日 時

①火災保険加入契約

令和8年3月17日 10時00分

②損害賠償責任保険等各種保険加入契約

令和8年3月17日 11時00分

(2) 場 所

一般財団法人 労災サポートセンター

東京都千代田区九段北4丁目1番3号 飛栄九段北ビル10階

5 入札保証金及び契約保証金

免除する。

6 「一般競争入札参加申込書」提出場所及び本件に関するの照会先

〒102-0073 東京都千代田区九段北4丁目1番3号 飛栄九段北ビル10階

一般財団法人労災サポートセンター 総務部 会計課 (担当:那須)

電話:(03)6834-2566 FAX:(03)6834-2530

メール: nasuk@rousaisc.or.jp

ただし、質問事項等については、令和8年3月13日17時00分までの土曜日・日曜日を除く10時~12時及び13時~17時とし、原則として軽微な質問等を除き電子メールのみ受付ける。

7 その他

(1) 入札者に求められる義務

上記3(2)に定める書類を提出期限までに提出しなければならず、当該書類に関し契約担当役から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及びその他入札の条件に違反した入札書は無効とする。

なお、郵便等による入札を無効とする。

(3) 契約書の作成要否

契約締結に当たっては保険会社指定の保険申込書により行う。

(4) 落札者の決定方法

センターが作成した予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行

った者を落札者とする。ただし、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適當であると認められるときは、この限りではない。

(5) 契約手続等で使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(6) 詳 細

本件に係る詳細は、入札説明書による。

入札説明書

火災保険加入契約及び損害賠償責任保険等各種保険加入契約に係る一般競争入札

一般財団法人 労災サポートセンター

本説明書は、一般財団法人労災サポートセンターが発注する本件契約に関し、一般競争に参加するための一般的事項及び仕様等について記載したものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 入札件名

- ①火災保険加入契約に係る一般競争入札
- ②損害賠償責任保険等各種保険加入契約に係る一般競争入札

(2) 規格・品質・特質等

別添「令和8年4月1日を始期とする火災保険加入契約及び損害賠償責任保険等各種保険加入契約に係る一般競争入札仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに

(3) 保険期間

①火災保険加入契約

令和8年4月1日0時～令和11年4月1日0時

②損害賠償責任保険等各種保険加入契約

令和8年4月1日0時～令和9年4月1日0時

(4) 契約履行場所

一般財団法人労災サポートセンター (以下「センター」という。)
(東京都千代田区九段北4丁目1番3号 飛栄九段北ビル10階)

(5) 入札方法

入札金額は、上記(3)の保険期間の保険料の総価をもって行う。

なお、落札決定に当たっては入札書に記載された金額をもって落札価格とする。

2 競争入札執行の日時及び場所

入札者は、次の日時及び場所にて入札を行わなければならない。

(1) 日 時

①火災保険加入契約

令和8年3月17日10時00分

②損害賠償責任保険等各種保険加入契約

令和8年3月17日11時00分

(受付：各入札執行時間の10分前より開始する)

(2) 場 所

一般財団法人労災サポートセンター 会議室
東京都千代田区九段北4丁目1番3号 飛栄九段北ビル10階

3 契約担当役の所属及び氏名

一般財団法人労災サポートセンター 契約担当役 岩瀬 信也

4 本件に関するの照会先

〒102-0073 東京都千代田区九段北4丁目1番3号

飛栄九段北ビル 10 階

一般財団法人労災サポートセンター総務部会計課（担当者：那須）

電話：(03)6834-2566 FAX：(03)6834-2530

メール：nasuk@rousaisc.or.jp

ただし、質問事項等については、令和 8 年 3 月 13 日 17 時 00 分までの土曜日・日曜日を除く 10 時～12 時及び 13 時～17 時とし、原則として軽微な質問等を除き電子メールのみ受付ける。

5 競争参加者に必要な資格

競争参加に必要な資格は、次の（１）から（７）までのいずれにも該当する者であること。

- （１）契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- （２）次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後 6 ヶ月経過しない者でないこと。
 - ア 契約の履行に当たり、不正な行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約の履行をしなかった者
- （３）国が行う「一般（指名）競争参加資格審査（全省庁統一資格）」において、「物品の販売」で「A」、「B」又は「C」等級に格付けされ、センターが定める期日までに有効な「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写しをセンターに提出した者又は、令和 6・7 年のうち、年間を通じて、国、地方公共団体若しくは社会福祉法人と契約実績があり、センターが定める期日までにその契約書の写し等をセンターに提出し、契約実績を証明した者であって契約担当役が認めた者であること。
- （４）契約担当約が別に指定する暴力団等に該当しない者であること。
- （５）本件業務に係る迅速なサービスの体制が整備されていること。
- （６）労働保険料の滞納をしている者でないこと。
- （７）個人情報適切に管理していること。

6 入札説明会及び入札参加申込方法

- （１）入札説明会は、実施しない。
- （２）入札参加申込方法

入札参加希望者は、「一般競争入札参加申込書」へ必要事項を記入し、必要書類を添えて令和 8 年 3 月 13 日 17 時 00 分までに持参又は郵送（書留郵便に限る）によりセンターへ提出（郵送の場合は必着）すること。

両方の入札に参加する者は、各保険契約別に提出すること。

「一般競争入札参加申込書」「入札書」「委任状」「誓約書」の各様式は、センターのホームページの調達情報（※）に掲載された、入札説明書内に添付してあるのでダウンロードをして記入してください。

※[URL]<https://www.rousaisc.or.jp/supply.html>

なお、ダウンロードが出来ない場合は、上記4の担当者までEメールでその旨、お申し出ください。必要書類をEメールでお送りします。

7 入札の方法

- (1) 競争参加者は、仕様書及び添付書類等を熟覧のうえ入札しなければならない。また、入札後は仕様書等について不明点があったことを理由として、異議を申立てることはできない。
- (2) 入札当日には印鑑証明書（法人の場合は代表者印であって、交付後3箇月以内の原本または写（鮮明なもの））を持参し受付時に提出すること。
- (3) 入札書は、当財団様式第16号のとおりとし、必要事項を明確に記載のうえ所要の押印を行い封筒に入れて入札箱に投函すること。
- (4) 開札の結果、落札者となるべき入札者がいないときは、その場所において直ちに再度の入札を行うので、事前に再度入札時の入札書（様式第16号）を用意しておくこと。（再度入札に参加しない場合は不要）
- (5) 代理人又は復代理人（以下「代理人等」という。）が入札をする場合は、入札時に必ず委任状（当財団様式第9号）を提出しなければならない。
- (6) 代理人等の印鑑証明は不要である。
- (7) 入札者又はその代理人等は、本件入札について他の入札者の代理人等を兼ねることができない。
- (8) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (9) 契約担当役又は入札執行職員（以下「契約担当役等」という。）は、競争参加者等が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し又はこれを中止することができる。
- (10) 入札者又はその代理人等は、開札に立会うものとする。
- (11) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札会場へ入場することができない。
- (12) 入札者又はその代理人等は、開札会場へ入場しようとするときは入札関係職員の求めに応じ、身分証明書等を提示又は名刺を提出しなければならない。
- (13) 入札者又はその代理人等は、契約担当役等が特にやむ得ない事情があると認められた場合のほかは、開札会場を退出することができない。
- (14) 入札場において次の各号の一に該当する者は、契約担当役等が退去させることができる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

8 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人等のした入札
- (3) 次のいずれかに該当する入札書による入札
 - ア 入札金額の記入のない入札書
 - イ 入札件名の記入のない入札書
 - ウ 入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記入のない入札書及び押印（印鑑証明書の印鑑）のない入札書
 - エ 代理人等が入札する場合は、代理人等であることの表示並びに当該代理人等の氏名の記入のない入札書及び押印（代理人使用印鑑）のない入札書
 - オ 入札年月日の記入のない入札書
 - カ 宛先（契約担当役）の記入のない入札書
 - キ 入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び代理人等の氏名の記入が不明瞭な入札書
 - ク 入札金額の記入が明確でない入札書
 - ケ 入札金額の記入を訂正した入札書
 - コ 入札件名及び入札年月日等の記入事項の誤っている入札書及び当該記入事項を訂正した入札書であって、訂正について押印のない入札書
 - サ 誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭である入札書
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる入札
- (5) 同一事項の入札について2通以上提出された入札
- (6) 同一事項の入札について他の参加者の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- (7) 郵送等により提出された入札書による入札
- (8) その意思表示が民法上無効とされる入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定

- (1) センターが作成した予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときはこの限りではない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。
- (3) 落札となるべき同一価格の入札が2以上あるときは、直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせ、落札者を決定するものとする。
- (4) 上記（3）の場合で、入札者又はその代理人がくじ引きに応じないときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(5) 落札者が契約担当役の定める期日までに契約書の取り交しをしないときは、落札の決定を取消すものとする。

10 再度入札

開札の結果、落札者となるべき入札者がいないときは、その場所において直ちに再度の入札を行うものとする。ただし、初度入札及び再度入札において、無効の入札及び辞退（2回目以降の入札で最低入札金額を示したにもかかわらずその金額を上回る入札をした者を含む）をした者は、これに参加することができない。

なお、不落札の場合、再入札は最大3回行う。（通常入札と合わせると最大4回行う。）

11 随意契約

再度入札の結果、落札者となるべき入札者がいないときは、入札した者と随意契約を行うことがある。

12 契約書の作成

契約締結に当たっては保険会社指定の保険申込書により行う。

13 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金の納入は要しない。

ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札額の100分の10を違約金として徴収する。

14 その他

(1) 入札参加者が多い場合には、入札会場内に入場する者を入札参加事業者1社につき1名に制限する場合がある。

(2) 予定価格は、公表しない。

(3) 契約手続等で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(4) 代金の支払いは、契約締結後、適正な請求書を受領してから30日以内とする。

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

一般財団法人労災サポートセンター
 契約担当役 岩瀬 信也 殿

住 所： _____

商号又は名称： _____

代表者氏名： _____ ⑩

次の業務に係る一般競争入札に参加したいので、提出書類を添えて申込みます。
 なお、入札参加資格を満たすこと及び提出書類については、事実と相違ないことを誓約します。

入札件名	火災保険加入契約に係る一般競争入札
申込担当者 氏名 所属	
※提出書類	<input type="checkbox"/> 会社概要(パンフレット等) <input type="checkbox"/> 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し 又は国等との契約実績を証明する契約書の写し <input type="checkbox"/> 暴力団等に該当しない旨の誓約書 <input type="checkbox"/> 労働保険料納付書・領収書の写し(直近2年分) (令和6年度及び7年度の納付確認ができること)
備考	

※添付した提出書類に[○]印を付すこと。

なお、提出された書類は返却しないので留意すること。
 担当者の名刺を添付すること。

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

一般財団法人労災サポートセンター
契約担当役 岩瀬 信也 殿

住 所： _____

商号又は名称： _____

代表者氏名： _____ (印)

次の業務に係る一般競争入札に参加したいので、提出書類を添えて申込みます。
なお、入札参加資格を満たすこと及び提出書類については、事実と相違ないことを誓約します。

入札件名	損害賠償責任保険等各種保険加入契約に係る一般競争入札
申込担当者 氏名 所属	
※提出書類	<input type="checkbox"/> 会社概要(パンフレット等) <input type="checkbox"/> 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し 又は国等との契約実績を証明する契約書の写し <input type="checkbox"/> 暴力団等に該当しない旨の誓約書 <input type="checkbox"/> 労働保険料納付書・領収書の写し(直近2年分) (令和6年度及び7年度の納付確認ができること)
備考	

※添付した提出書類に[○]印を付すこと。

なお、提出された書類は返却しないので留意すること。
担当者の名刺を添付すること。

様式第 16 号

火災保険加入契約

入 札 書

金 _____ 円也

ただし、火災保険加入契約に係る一般競争入札として、上記金額により仕様書及び入札説明書を承諾のうえ、入札いたします。

令和 年 月 日

一般財団法人労災サポートセンター
契約担当役 岩瀬 信也 殿

会 社 名 :

会 社 住 所 :

代 表 者 氏 名 :

㊦ (代表者による入札の場合は、
印鑑証明書登録の印鑑を押印)

代 理 人 氏 名 :
(又は復代理人氏名)

㊦

様式第 16 号

損害賠償責任保険等各種保険加入契約

入 札 書

金 _____ 円也

ただし、損害賠償責任保険等各種保険加入契約に係る一般競争入札として、上記金額により仕様書及び入札説明書を承諾のうえ、入札いたします。

令和 年 月 日

一般財団法人労災サポートセンター
契約担当役 岩瀬 信也 殿

会 社 名 :

会 社 住 所 :

代表者氏名 :

① (代表者による入札の場合は、
印鑑証明書登録の印鑑を押印)

代理人氏名 :
(又は復代理人氏名)

①

様式第9号

火災保険加入契約

委任状

令和 年 月 日

一般財団法人労災サポートセンター
契約担当役 岩瀬 信也 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

実印

(注) 印鑑証明書登録の印鑑を使用のこと

当社は、下記1の者を代理人と定め、同2の権限を委任します。

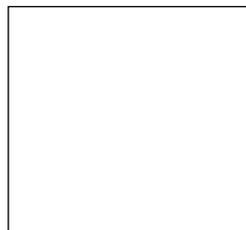
記

1 代理人氏名等
代理人住所
所属(役職名)
氏 名

2 委任事項 「火災保険加入契約」の入札及び見積りに関する一切の権限
(及び復代理人選任の権限)

3 委任期日 令和 年 月 日

4 代理人使用印鑑



様式第9号

損害賠償責任保険等各種保険加入契約

委 任 状

令和 年 月 日

一般財団法人労災サポートセンター
契約担当役 岩瀬 信也 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

実印

(注) 印鑑証明書登録の印鑑を使用のこと

当社は、下記1の者を代理人と定め、同2の権限を委任します。

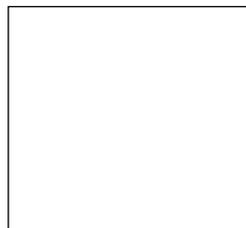
記

1 代理人氏名等
代理人住所
所属(役職名)
氏 名

2 委任事項 「損害賠償責任保険等各種保険加入契約」の入札及び見積りに関する一切の権限(及び復代理人選任の権限)

3 委任期日 令和 年 月 日

4 代理人使用印鑑



誓 約 書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより当社が不利益を被ることとなっても一切異議を申立てません。

また、当社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適切な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適切な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住 所
(又は所在地)
社名及び代表者名
(又は個人名)

Ⓜ

誓 約 書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより当社が不利益を被ることとなっても一切異議を申立てません。

また、当社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適切な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適切な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住 所
(又は所在地)
社名及び代表者名
(又は個人名)

Ⓜ

令和8年4月1日を始期とする火災
保険加入契約及び損害賠償責任保険
等各種保険加入契約に係る一般競争
入札

仕 様 書

- 1 火災保険（長期契約）
- 2 損害賠償責任保険
- 3 傷害保険
- 4 自動車保険

一般財団法人 労災サポートセンター

1 保険種類及び保険期間等

(1) 火災保険

ア 保険期間は3年とする。

(保険期間：令和8年4月1日午前0時～令和11年4月1日午前0時)。

イ 保険の対象となる建物及び借家人賠償保険の対象は次のとおり。

- ・労災特別介護施設（以下「介護施設」という。）
- ・労災年金支援センター（以下「支援センター」という。）
- ・一般財団法人労災サポートセンター（以下「センター」という。）の本部

(2) 損害賠償責任保険

ア 保険期間は1年とする。

(保険期間：令和8年4月1日午前0時～令和9年4月1日午前0時)

イ 賠償の対象となる事故は次のとおり。

- ・センターが管理する介護施設の建物や設備の管理不備に伴い発生した損害
- ・介護施設の業務に伴い発生した損害
- ・支援センターの業務に伴い発生した損害
- ・支援センターの労災ケアサポーターの業務に伴い発生した損害
- ・支援センター労災ホームヘルパーの業務に伴い発生した損害
- ・センターの本部業務に伴い発生した損害
- ・労災ホームヘルパー養成研修実施に伴い発生した損害
- ・センターが業務を遂行するに当たり取り扱う個人情報の漏洩に伴い発生した損害

(3) 傷害保険

ア 保険期間は1年とする。

(保険期間：令和8年4月1日午前0時～令和9年4月1日午前0時)

イ 被保険者は次のとおりである。

- ・センターの役員
- ・外部職員（医療コンサルタント、健康管理指導医、メンタルケア指導医、生活支援相談員、苦情解決委員会委員、労災特別介護施設入居者選考委員会委員その他センターが委嘱した外部職員）
- ・介護施設のボランティア
- ・労災ホームヘルパー養成研修受講生
- ・介護施設の実習生

(4) 自動車保険

ア 保険期間は1年とする。

(保険期間：令和8年4月1日午前0時～令和9年4月1日午前0時)

イ 保険の対象車両は次のとおりである。

- ・介護施設の保有車両
- ・介護施設、支援センター及びセンターの職員が業務に使用する自家用自動車

2 保険内容詳細

(1) 火災保険

ア 介護施設

(ア) 被保険者と補償範囲

被保険者は、法人たるセンターとし、介護施設(入居者が居住している建物のほか、同一敷地内にある職員宿舎、門、塀、フェンス、駐輪場、国旗掲揚ポール、車庫、照明、倉庫、東屋、時計塔、ゴミ集積場、給水塔・貯水槽、浄化槽、看板案内板、ベンチ・ミラー等の工作物を含む。)における次の事故による火災、損壊等により生じた損害(什器・備品等を含む。)の補償を行うものとする。

A 火災

B 落雷

C 破裂・爆発

D 風災・雹災・雪災

E 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊等

F 給排水設備の事故等による水濡れ

G 騒擾・労働争議に伴う暴力・破壊行為による建物の損壊等

H 盗難による損傷・汚損

I 水災

(イ) 保険金額

- ・ 介護施設：別紙「令和8年度 火災保険等資料」の「4 介護施設建物等概要一覧の建物」記載の再調達価額
- ・ 介護施設の什器・備品の額：別紙「令和8年度 火災保険等資料」の「5 介護施設が保有する什器備品の額」記載の什器備品の取得価額

(ウ) 免責金額(自己負担額)等

- ・ A～C、E～Hについては、免責金額(自己負担額)なしとする。
- ・ Iについては、免責金額(自己負担額)30,000円とする。
- ・ Dについては、フランチャイズ200,000円以上とする。

(エ) 保険料算定のための介護施設の事業情報

- ・ 介護施設の建物概要及び同一敷地内の工作物については、別紙「令和8年度 火災保険等資料」の「4 介護施設建物等概要一覧」及び「16 介護施設と同一敷地内にある工作物の例」のとおり。

イ 支援センター

(ア) 被保険者と補償範囲

被保険者は、法人たるセンターとし、支援センターにおける次の事故による什器類の補償及び入居しているビルの貸主に対する損害賠償並びに管理・占有する施設を起因とする事故における第三者への損害賠償等の補償を行う。

A 火災

B 落雷

C 破裂・爆発

D 風災・雹災・雪災

E 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊等

F 給排水設備の事故等による水濡れ

G 騒擾・労働争議に伴う暴力・破壊行為による建物の損壊等

H 盗難による損傷・汚損

I 水災

(イ) 保険金額

- ・ 上記（ア）による財物損害

1,000,000 円以上

- ・ 借家人賠償、修理費用

15,000,000 円以上

- ・ 管理、占有する施設に起因する事故賠償

10,000,000 円以上

(ウ) 保険料算定のための支援センターの事業情報

支援センターの事務所の面積は、別紙「令和8年度 火災保険等資料」の「6 支援センターの事務所（賃借契約による）面積」のとおり。

ウ センター本部

(ア) 被保険者と補償範囲

被保険者は、法人たるセンターとし、センター本部における次の事故による什器類の補償及び入居しているビルの貸主に対する損害賠償並びに管理・占有する施設を起因とする事故における第三者への損害賠償等の補償を行う。

A 火災

B 落雷

C 破裂・爆発

D 風災・雹災・雪災

E 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊等

F 給排水設備の事故等による水濡れ

G 騒擾・労働争議に伴う暴力・破壊行為による建物の損壊等

H 盗難による損傷・汚損

I 水災

(イ) 保険金額

- ・ 上記（ア）による財物損害
10,000,000 円以上
- ・ 借家人賠償、修理費用
15,000,000 円以上
- ・ 管理、占有する施設に起因する事故賠償
10,000,000 円以上

(ウ) 保険料算定のためのセンターの事業情報

センター本部の事務所の面積は、別紙「令和8年度 火災保険等資料」の「7 本部の事務所（賃借契約による）面積」のとおり。

(2) 損害賠償責任保険

ア 介護施設の業務に伴うもの

(ア) 被保険者と補償範囲

被保険者は、法人たるセンターのほか、介護施設の職員、医療コンサルタント、生活相談の外部委員、派遣職員、介護実習生及びセンターの管理下にあるボランティア（以下「職員等」という。）とし、以下の事故により発生した損害賠償責任の補償を行うものとする。

A 介護施設の建物・設備・用具等の管理の不備に伴い発生した事故により、生命や身体を害したり、財物を滅失、破損または汚損した事故。

B 介護施設の職員等の業務（医療行為及びこれに伴う医療補助行為（以下「医療行為等」という。）を含む。）に伴い発生した事故により、入居者及び関係者（以下「入居者等」という。）の生命や身体を害したり、入居者等の財物を滅失、破損または汚損した事故。

C 提供したものに關係して発生した食中毒（給食委託業者の損害賠償責任を除く）。

D 入居者からの受託物に対する事故。

(イ) 保険金額

身体賠償：1名・1事故限度額 500,000,000 円以上（免責0円）

（ただし、医療行為等に伴い発生した事故については、1事故につき100,000,000円以上とする。）

財物賠償：1事故限度額 100,000,000円以上（免責0円）

(ウ) 保険料算定のための介護施設の事業情報

- A 介護施設の職員数は、別紙「令和8年度 火災保険等資料」の「11センター役職員一覧」(2)のとおり。
- B 職員等が行う主な介護業務は、別紙「令和8年度 火災保険等資料」の「8介護施設で行う主な介護業務」のとおり。
- C 職員等が行う主な医療行為等は、別紙「令和8年度 火災保険等資料」の「9介護施設で行う主な医療行為」のとおり。

イ 支援センターの業務に伴うもの

(ア) 被保険者と補償範囲

被保険者は、法人たるセンターのほか、支援センターの職員（労災ケアサポーターを含む。）、健康管理指導医、メンタルケア指導医とし、業務の遂行に伴う事故により発生した損害賠償責任の補償を行うものとする。

(イ) 保険金額

身体賠償：1名・1事故限度額 500,000,000円以上（免責0円）

(ただし、医療行為に伴い発生した事故については、1事故につき20,000,000円以上とする。)

財物賠償：1事故限度額 100,000,000円以上（免責0円）

(ウ) 保険料算定のための支援センターの事業情報

- A 支援センターの職員数は、別紙「令和8年度 火災保険等資料」の「11センター役職員一覧」(3)のとおり。
- B 令和6年度の健康管理指導医、メンタルケア指導医の日帰り出張実績は、年間延べ6人、延べ6日であった。

ウ 労災ケアサポーターを対象としたもの

(ア) 被保険者と補償範囲

被保険者は、支援センターの労災ケアサポーターとし、訪問支援の遂行に伴う事故により発生した損害賠償責任の補償を行うものとする。

(イ) 保険金額

身体賠償：1名・1事故限度額 500,000,000円以上（免責0円）

(ただし、医療行為に伴い発生した事故については、1事故につき20,000,000円以上とする。)

財物賠償：1事故限度額 100,000,000円以上（免責0円）

(ウ) 保険料算定のための支援センター事業情報

全国に約 60 名在籍する労災ケアサポーターが、令和 6 年度に重度被災労働者宅を訪問し、訪問支援を行った件数は 12,327 件である。

エ 労災ホームヘルパーを対象としたもの

(ア) 被保険者と補償範囲

被保険者は、支援センターの労災ホームヘルパーとし、業務の遂行に伴う事故により発生した損害賠償責任の補償を行うものとする。

(イ) 保険金額

身体賠償：1 名・1 事故限度額 500,000,000 円以上（免責 0 円）

財物賠償：1 事故限度額 100,000,000 円以上（免責 0 円）

(ウ) 保険料算定のための支援センターの事業情報

労災ホームヘルパーの稼働状況は、別紙「令和 8 年度 火災保険等資料」の「12 労災ホームヘルパー稼働状況」のとおり。

オ 本部の業務に伴うもの

(ア) 被保険者と補償範囲

被保険者は、法人たるセンターのほか、センターの本部職員とし、本部の業務に伴い発生した事故による損害賠償責任の補償を行うものとする。

(イ) 保険金額

身体賠償：1 名・1 事故限度額 500,000,000 円以上（免責 0 円）

財物賠償：1 事故限度額 100,000,000 円以上（免責 0 円）

(ウ) 保険料算定のためのセンターの事業情報

本部の職員数は、別紙「令和 8 年度 火災保険等資料」の「11 センター役職員数一覧」(1) のとおり。

カ 労災ホームヘルパー養成研修実施に伴うもの

(ア) 被保険者と補償範囲

被保険者は、法人たるセンターのほか研修受講生とし、センターの労災ホームヘルパー養成研修の遂行および研修会場の使用・管理に起因するにより発生した損害賠償責任の補償を行うものとする。

(イ) 保険金額

身体賠償：1 名・1 事故限度額 500,000,000 円以上（免責 0 円）

財物賠償：1 事故限度額 100,000,000 円以上（免責 0 円）

(ウ) 保険料算定のためのセンターの事業情報

労災ホームヘルパー養成研修の実施期間及び受講者数は、別紙「令和8年度 火災保険等資料」の「12 労災ホームヘルパー養成研修（年1回）受講者数」のとおり。

キ 個人情報の漏洩に伴うもの

(ア) 被保険者と補償範囲

センターが保有する個人情報については、センターの個人情報保護規程に基づき管理しているが、事業を展開するうえで、万一、個人情報漏えいの事故が発生した場合にセンターが被った損害賠償責任の補償を行う。

(イ) 保険金額 300,000,000円（免責0円）

1 損害保険賠償請求てん補限度額	300,000,000円
ブランドプロテクト費用支払限度額	30,000,000円
期中支払限度額	300,000,000円
ブランドプロテクト費用縮小てん補割合（免責率）	95%

(3) 傷害保険

ア センターの役員を対象としたもの

(ア) 被保険者と補償範囲

被保険者は、センターの会長、監事、理事及び評議員とし、就業に伴い被った死亡又は障害・怪我に対し、次の補償を行う。

(イ) 保険金額

- ・死亡・後遺障害 50,000,000円（一人当たり）
- ・入院保障（日額） 10,000円（一人当たり）
- ・通院保障（日額） 5,000円（一人当たり）

(ウ) 保険料算定のためのセンター事業情報

- ・会長が、令和6年度において勤務した日数は、年間103日である。
- ・監事が、令和6年度において勤務した日数は、年間101日である。
- ・理事（8名）が、令和6年度において勤務した日数は、延べ年間16日である（8名×2日間。代表理事である会長を除く。）。
- ・評議員（8名）が、令和6年度において勤務した日数は、延べ年間8日である（8名×1日間）。

イ 外部職員を対象としたもの

(ア) 被保険者と補償範囲

センターは、業務を遂行するに当たり、医療コンサルタント、健康管理指導医、メンタルケア指導医、生活支援相談員、苦情解決委員会委員、労災特別介護施設入居者選考委員会委員、その他センターが必要と認める外部職員を委嘱しており、当該職員が就業に伴い被った死亡又は障害・怪我に対し、次の補償を行う。

(イ) 保険金額

- ・死亡・後遺障害 10,000,000 円 (一人当たり)
- ・入院保障 (日額) 15,000 円 (一人当たり)
- ・通院保障 (日額) 5,000 円 (一人当たり)

(ウ) 保険料算定のためのセンターの事業情報

- ・8カ所の介護施設にそれぞれ2名～13名委嘱している医療コンサルタントが、令和6年度に勤務した延べ日数は、430日であった。
- ・都道府県ごとに各1名ずつ委嘱している健康管理指導医及びメンタルケア指導医が、令和6年度に勤務した延べ日数は、6日であった。
- ・8カ所の介護施設に各1名ずつ委嘱している生活支援相談員が、令和6年度に勤務した延べ日数は、182日であった。
- ・センターの本部(委員2名)及び8カ所の介護施設(各施設に委員2名ずつ)で年2回開催する苦情解決委員会において、1年間に出席する委員の延べ日数は36日である。
- ・センターの本部で年4回開催する労災特別介護施設入居者選考委員会(委員4名)において、1年間に出席する委員の延べ日数は16日である。

ウ 施設ボランティアを対象としたもの

(ア) 被保険者と補償範囲

被保険者は、介護施設の行事等に参加するボランティアとし、ボランティア活動に伴い事故があった場合に次の補償を行う。

(イ) 保険金額

- ・死亡保険金 1,000,000 円
- ・後遺障害保険金 1,000,000 円
- ・入院保険金日額 2,000 円 (180日限度)
- ・手術保険金
入院中の場合 20,000 円、外来の場合 10,000 円
- ・通院保険金日額 1,000 円

(ウ) 保険料算定のための介護施設の事業情報

令和6年度のボランティアの年間活動実績は、延べ205人、1日あたりの活動人数は最大50名であった（別紙「令和8年度 火災保険等資料」の「11センター 役職者数一覧（2）」）。

エ 労災ホームヘルパー養成研修受講生を対象としたもの

（ア）被保険者と補償範囲

被保険者は、センターが実施する労災ホームヘルパー養成研修を受講する研修生とし、研修に伴い被った死亡又は障害・怪我に対し、補償を行う。

（イ）保険金額

- ・死亡保険金 1,000,000円
- ・後遺障害保険金 1,000,000円
- ・入院保険金日額 1,500円（180日限度）
- ・手術保険金
入院中の場合 15,000円、外来の場合 7,500円
- ・通院保険金日額 1,000円

（ウ）保険料算定のためのセンターの事業情報

労災ホームヘルパー養成研修の年間受講者数は、別紙「令和8年度 火災保険等資料」の「13 労災ホームヘルパー養成研修（年1回）受講者数」のとおり。

オ 介護施設実習生を対象としたもの

（ア）被保険者と補償範囲

被保険者は、介護施設近隣の専修学校等からの要請に基づき受け入れる看護・介護等の実習生とし、実習に伴い被った死亡又は障害・怪我に対し、次の補償を行う。

（イ）保険金額

- ・死亡・後遺障害 6,000,000円（一人当たり）
- ・入院保障（日額） 4,000円（一人当たり）
- ・通院保障（日額） 2,500円（一人当たり）

（ウ）保険料算定のための介護施設の事業情報

令和7年度において、介護施設で受け入れた専修学校等の実習生の延べ人数は、83名であった。実習の期間は最大で5日間であった。

（4）自動車保険

（ア）運転者の範囲

運転者は、日本国内の自動車運転免許を取得している介護施設の職員（臨時に外部の者に運転業務を委託した場合を含む。）とし、介護施設が所有・使用・管理する別紙「令和8年度 火災保険等資料」の「14 介護施設 保有車両一覧」に記載された自動車による事故があった場合、次の補償を行うこと。

(イ) 保険金額

A 車両保険：保険金額は車両ごとに設定（免責0円）

一般条件（オールリスク対応）

B 対人賠償：無制限（免責0円）

C 対物賠償：無制限（免責0円）

D 搭乗者傷害：1名につき 10,000,000円

入院1日につき 15,000円（一律）

通院1日につき 10,000円（一律）

ただし、車椅子移動バスについては、

1事故につき 200,000,000円

E 人身傷害補償：1名につき 50,000,000円

ただし、車椅子移動バスについては、

1事故につき 100,000,000円

(ウ) その他の特約事項

- ・センターから要請があった場合、24時間体制で事故の受付を行うこと。
- ・契約業者は、センターの代わりに示談交渉を行うこと。
- ・保険対象車両に起因する紛争等の弁護士費用をセンターに代わって支出すること。

(エ) 職員が使用する自動車の事故に対する企業賠償特約

介護施設、支援センター及びセンターの職員が「自家用乗用車の使用に関する規程」に基づき、業務に使用することを承認された自動車を使用し、業務を行っている時に発生した運転中の自動車事故については、当該自動車をセンターの管理下にある車両として、対人賠償保険及び対物賠償保険が適用される特約を追加すること（ただし、損害の額が職員が加入する任意保険及び自賠責保険（以下「任意保険等」という。）によって支払われる場合は、損害の額が任意保険等によって支払われる保険金の額を超過するときに限りその超過額を支払う。）。

- ・対象となる職員所有の自動車の台数は77台である（令和7年12月31日現在）。

※職員の増減により台数は変動する場合がある。

- ・過去に特約が適用された事故件数は0件、保険金受取額は0円である。

(オ) 保険適用料率等

- ・料率審査日：令和8年4月1日
- ・契約区分：フリート契約
- ・適用料率：割引70%

(カ) 保険料算定のための車両について

介護施設、支援センター及びセンターが所有・使用・管理する車両は、別紙「令和8年度 火災保険等資料」の「14 介護施設保有車両一覧」及び「15 介護施設の保有車両参考写真」のとおり。

(別紙)

令和8年度 火災保険等資料

1 センターの事業情報

(1) センターの主な事業

センターは、厚生労働省からの委託を受け、介護施設において重度の障害を持つ労災年金受給者の介護を行うほか、重度の障害を持つ労災年金受給者のご自宅を訪問し、訪問支援業務を行うなどの事業を行っています。

ア センター本部の業務

センター全体の管理部門として、役職員21名が、総務、経理及び事業関係業務を行っています。

イ 介護施設の業務

厚生労働省が全国8か所に設置した介護施設において、管理部門として事務職員5名が管理業務を行うほか、看護師、介護士、療法士、栄養士及び運転手合計約45名が、入居者の介護等を行っています。

ウ 支援センターの業務

センターが全国7か所に設置した支援センターにおいて、管理部門として事務職員2～3名が管理業務を行うほか、各都道府県に約60名在籍する看護師の労災ケアサポーターが、在宅で暮らす重度の障害を持つ労災年金受給者宅を訪問し、床ずれ管理、尿路感染防止、体調管理など障害・傷病に適応した介護・看護の方法等に関する訪問支援を行っています。

(2) 令和6年度決算における経常収益額 4,786,521,671円

(3) 全国事業所数 16か所

【内訳】センター本部（東京都千代田区）、介護施設8か所、
支援センター7か所

(4) 令和7年12月31日現在職員数（パートタイマー含む） 496名

※のうち介護施設において介護に従事する看護・介護職員 337名

2 保険適用件数

過去5年間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）の保険適用事故件数及び保険金受取額は、次のとおり。

(1) 火災保険の対象となった事故件数及び保険金受取金額

ア 介護施設事故件数10件・保険金受取額5,151,822円

イ 支援センター 事故件数0件・保険金受取額0円

ウ センター本部 事故件数0件・保険金受取額0円

(2) 損害賠償責任保険の対象となった事故件数及び保険金受取金額

ア センター本部 事故件数0件・保険金受取額0円

イ 介護施設 事故件数38件・保険金受取額3,750,089円

ウ 支援センター 事故件数0件・保険金受取額0円

- エ 支援センターの労災ケアサポーター 事故件数1件・保険金受取額
19,000円
 - オ 支援センターの労災ホームヘルパー業務 事故件数0件・保険金受取額0円
 - カ 労災ホームヘルパー養成研修 事故件数0件・保険金受取額0円
 - キ 個人情報漏洩に係る損害賠償保険の対象となった事故件数及び保険金受取金額
センター全体での事故件数0件・保険金受取額0円
- (3) 傷害保険の対象となった事故件数及び保険金受取金額
センター全体での事故件数0件・保険金受取額0円
- (4) 自動車保険の対象となった事故件数及び保険金受取金額
- ア 労災特別介護施設 事故件数8件・保険金受取額1,533,936円
 - イ 支援センター 事故件数0件・保険金受取額0円

3 センター等所在地一覧

本部 〒102-0073 東京都千代田区九段北4丁目1番3号 飛栄九段北ビル10階

(介護施設)

北海道労災特別介護施設

〒068-0829 北海道岩見沢市かえで町8丁目1番1号

宮城労災特別介護施設

〒981-3332 宮城県富谷市明石台4丁目8-1

千葉労災特別介護施設

〒284-0037 千葉県四街道市中台511

愛知労災特別介護施設

〒489-0989 愛知県瀬戸市山手町294-5

大阪労災特別介護施設

〒590-0137 大阪府堺市南区城山台5丁2番1号

広島労災特別介護施設

〒737-0923 広島県呉市神山2丁目1番15号

愛媛労災特別介護施設

〒792-0896 愛媛県新居浜市阿島1丁目3番12号

熊本労災特別介護施設

〒869-0407 熊本県宇土市松原町243

(支援センター)

北海道労災年金支援センター

〒060-0061 北海道札幌市中央区南1条西8-14-3
札幌第2スカイビル6階

東北労災年金支援センター

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-5-3 佐新ビル4階

関東労災年金支援センター

〒102-0073 東京都千代田区九段北4丁目1番3号 飛栄九段北ビル10階

中部労災年金支援センター

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦2-5-5 八木兵伝馬町ビル8階

近畿労災年金支援センター

〒540-6591 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル16階

中国・四国労災年金支援センター

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀8-10 クロスタワー4階

九州労災年金支援センター

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東1-10-35
CLUB博多駅東オフィスビル3階302号

4 介護施設 建物等概要一覧

No	施設区分	延床面積 (職員宿舎を含む)	エレベーター	建物取得年月日	建物取得価格	再調達価額
1	北海道	10,977 m ²	3基	平成06年04月	3,995,029 千円	6,352,096 千円
2	宮城	11,632 m ²	5基	平成11年12月	4,999,557 千円	8,449,251 千円
3	千葉	11,760 m ²	2基	平成03年06月	3,163,023 千円	4,554,753 千円
4	愛知	10,999 m ²	4基	平成05年04月	3,717,962 千円	5,576,943 千円
5	大阪	11,314 m ²	6基	平成10年03月	4,444,493 千円	7,288,969 千円
6	広島	11,836 m ²	5基	平成10年11月	4,413,907 千円	7,238,807 千円
7	愛媛	12,106 m ²	4基	平成12年12月	5,088,809 千円	8,854,528 千円
8	熊本	11,057 m ²	3基	平成05年08月	3,123,248 千円	4,684,872 千円

※1 エレベーターにはダムウェーターを含む。

※2 同一敷地内にある工作物について

門、塀、フェンス、駐輪場、国旗掲揚ポール、車庫、照明、倉庫、東屋、時計塔、ゴミ集積場、給水塔。貯水槽、浄化槽、看板・案内板、ベンチ・ミラー等、敷地内にあつて、建物から独立しているすべての物をいう。

5 介護施設が保有する什器備品の額

No.	施設区分	什器備品の取得価額
1	北海道	140,213,000円
2	宮城	73,310,000円
3	千葉	128,136,000円
4	愛知	105,854,000円
5	大阪	126,196,000円
6	広島	87,650,000円
7	愛媛	107,464,000円
8	熊本	106,036,000円
	合計	874,859,000円

6 支援センターの事務所（貸借契約による）面積

No.	区分	面積	構造
1	北海道	57.46 m ²	鉄骨・鉄筋コンクリート
2	東北	61.95 m ²	鉄筋コンクリート
3	関東	100.57 m ²	鉄骨・鉄筋コンクリート
4	中部	75.37 m ²	鉄骨・鉄筋コンクリート
5	近畿	93.24 m ²	鉄骨・鉄筋コンクリート
6	中国・四国	57.40 m ²	鉄骨・鉄筋コンクリート
7	九州	69.91 m ²	鉄筋コンクリート

7 センター本部の事務所（貸借契約による）面積

No.	区分	面積	構造
	本部	527.97 m ²	鉄骨・鉄筋コンクリート

8 介護施設で行う主な介護業務（介護関係業務要項より抜粋）

生活動作に係る介護

① 食事

自力で食事摂取困難な人の手助けをする。

なお、食堂への誘導、配膳、下膳を含む。

② 入浴

入浴介護については入居者の健康と衛生を配慮し、的確な入浴回数等を確保する。

ア 障害、傷病及び健康の状態に応じた入浴方法等の選択及び介護の実施個人別の入浴方法等については、「個人別介護計画表」策定に際し、障害、傷病又は健康状態に応じて決定する。

（ア）居室入浴

居室入浴については、自力入浴とするが、ナースコール等があった場合等は最優先で対応する。

（イ）介助、機械入浴

介助、機械入浴を実施する。

（ウ）清拭

浴室において入浴のできない入居者については、清拭を実施する。

③ 排泄

排泄の介護に当たっては、羞恥心への配慮に十分心がけつつ、次の事項の介護を行う。

ア おむつ着用者の介護

（ア）おむつ交換は、原則1日6回以上とし個人の状態に合わせた交換回数を決めて実施すること。

（イ）複数人居室におけるおむつの交換については、カーテンを使用するなど羞恥心への配慮に十分心がける。

イ 収尿器等の補助具を使用している者に対する介護

収尿器等の補助具を使用している者で、装着又は交換を自力で行うことが困難な者については、必要な介護を行う。

ウ 摘便等の介助

摘便、浣腸等の措置が必要な者については、本人の申出により必要な介護を行う。

エ 排泄部位の清潔の保持

排泄の介護に当たっては、排泄後の排泄部位の清潔の保持に特に配慮する。

オ 収尿器等の補助具の清潔の保持

使用した収尿器等の補助具を速やかに洗浄するなど補助具の清潔の保持に努める。

カ 汚物処理室の清潔な管理

おむつ等の汚物については、汚物処理室において処理するとともに、汚物処理室の消毒、整理整頓を行うなど汚物処理室の清潔な管理に努める。

④ その他生活維持に必要な諸行為

洗面、衣服の着脱、車椅子の昇降、洗濯等施設生活に必要な諸行為について、入居者の障害、傷病、健康状態等を判断し、次の事項の介護を行う。

ア 朝夕の洗面、衣服の着脱の介護及び支援

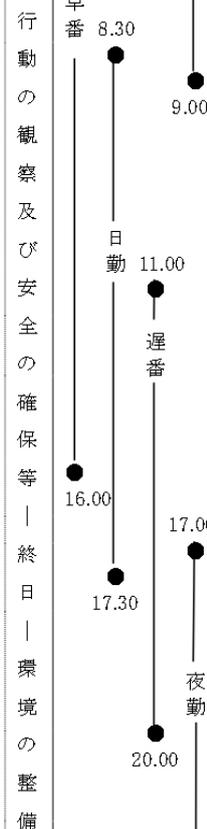
イ 歩行、車椅子の昇降及び操作等の介護

ウ 下着等の洗濯及びシーツ等の交換の介護

(別表)

介護日課基準表

時間帯	入居者日課	看護師・介護士の主な業務	勤務体制
5.00		体位変換、居室巡回、排泄介護(便、尿)おむつ交換①	
6.00	起床 着替え、洗面	着替えの介助、洗面介助、寝たきり者の体位交換	
7.00		一般状態の観察、必要時バイタルサインのチェック	
8.00	朝食	食事移動介助(車椅子移乗、歩行器使用)、誘導、 食事介護、観察(拒食、過食等の対応)、後かたづけ	
8.30		居室への誘導、食堂へ行けない人の居室への配膳	
9.00	ラジオ体操	下膳、食前・食後薬与薬介助 介護記録	
10.00	自由時間 リハビリ練習、運動、 テレビ観賞、クラブ活動、 散歩、外気浴、健康相談 等相談事、外来通院	申し送り ラジオ体操指導・観察、排泄介護(便、尿)、 おむつ交換②、居室巡回、ベッドメイキング、体位 交換	
11.00		リハビリ訓練室への送迎・指導・クラブ活動への送迎 散歩、運動、外気浴等の介助、買い物等の付添い・代行、 通院者の付添い、医師への報告、健康相談、管理、 指導、体調不良者の観察、看護、必要時診察介助、 体位変換、清拭	
12.00	昼食	[朝食と同様] 排泄介護、おむつ交換③ 体位変換、清拭	
13.00		身辺のケア	
14.00	入浴	入浴介護 (髪、髭、爪切り、身だしなみ等)	
15.00	自由時間	(機械浴室介護室への送迎) 入浴不可能な人へのケア (全着替式、洗髪、整容等)	
16.00		浴室内での保清介助、体位変換 排泄介護、おむつ交換④	
17.00		カンファレンス、介護記録	
18.00	夕食	申し送り	
19.00	着替え、洗面	[朝食と同様] 排泄介護、おむつ交換⑤	
20.00	自由	着替えの介助、洗面の介助、居室巡回、一般状態の観察 必要時バイタルサインのチェック、異常があれば対症療法 で様子を見る、必要時医師と連絡	
21.00	消灯	不眠者等への対応、体位変換、排泄介護、おむつ交換⑥	
22.00		体位変換 居室巡回	
23.00		体位変換 居室巡回	
24.00		体位変換 居室巡回	
1.00		体位変換 居室巡回	
2.00		体位変換 居室巡回	
3.00		体位変換 居室巡回	
4.00		体位変換 居室巡回	



9 介護施設で行う主な医療行為

	医療行為項目	詳細
1	経管栄養	胃瘻・腸瘻
2	胃瘻・腸瘻管理(ガーゼ交換等)	
3	喀痰吸引(気管切開)	気管切開者・口腔
4	在宅酸素管理	
5	在宅酸素以外の酸素吸入	
6	ネブライザー吸入	
7	気管切開部管理	ガーゼ交換・カフ圧チェック
8	カニューレ交換介助	気管、ボタン、スピーチ
9	褥瘡処置	
10	創傷処置	
11	尿道留置カテーテル交換	カテーテル交換介助・緊急時カテーテル交換実施
12	膀胱洗浄	
13	膀胱瘻・腎瘻・尿管皮膚瘻管理	カテーテル交換介助・ガーゼ交換・パウチ交換
14	導尿	
15	人工肛門管理	パウチ交換
16	グリセリン浣腸60ml≦	
17	摘便	
18	与薬(1)	経口与薬介助(麻薬を含む)・坐薬挿入・軟膏塗布・湿布の貼付・点眼・点鼻・吸入・経皮吸収型薬剤貼付(麻薬を含む)
19	与薬(2)	胃瘻・腸瘻からの薬剤注入
20	与薬(3)	皮下、筋肉注射
21	与薬(4)	薬剤の直腸注入
22	インスリン注射	
23	簡易血糖測定	
24	採血	
25	採尿	カテーテル尿を含む
25	BiPAP(非侵襲的陽圧人工呼吸管理)	
26	人工呼吸器管理(在宅用)	
27	在宅用人工呼吸器	
28	点滴	

10 介護施設 入居者数等一覧(令和7年12月31日現在)

No.	施設区分	入居定員	入居者数	【参考】 令和6年12月31日 時点の入居者数
1	北海道	77名	68名	74名
2	宮城	94名	85名	89名
3	千葉	95名	80名	86名
4	愛知	79名	71名	79名
5	大阪	85名	77名	76名
6	広島	70名	62名	65名
7	愛媛	59名	56名	56名
8	熊本	84名	73名	78名
	施設計	643名	572名	603名

※ 入居者数は、新規入居又は退居等の事由により増減することがある。

11 センター等の役職員数一覧(令和8年4月1日見込) (単位 名)

(職員人数は、新規採用又は退職等の事由により増減することがある。)

(1) 本部

本部	役員(非常勤)	職員(参与含む)
	2	21

(2) 介護施設

施設名	職員等区分							
	事務職	運転手	栄養士	療法士 (理学・作業)	看護師	介護士	パート 職員	ボランティア (年間延べ)
北海道	5	1	1	1	12	24	3	41
宮城	5	1	1	1	12	24	3	20
千葉	5	1	2	1	12	24	3	0
愛知	5	1	1	1	12	24	3	74
大阪	5	1	1	1	12	24	3	0
広島	5	1	1	1	12	24	3	6
愛媛	5	1	1	1	12	24	3	5
熊本	5	1	1	1	12	24	3	59
合計	40	8	9	8	96	192	24	205

(3) 支援センター

センター名	職員区分	
	事務職	労災ケアサポーター
北海道	2	3
東北	2	7
関東	3	16
中部	2	9
近畿	3	9
中国・四国	2	10
九州	2	9
合計	16	63

※労災ケアサポーターの令和6年度訪問支援実施件数は、12,327件であった。

12 労災ホームヘルパー稼働状況(令和7年12月31日現在)

区 分	実働者数	【参考】 令和6年度の年間 稼働時間数
労災ホームヘルパー	7人	1,425時間

※ 人数は、労災ホームヘルパー利用者の増減等の事由により変動することがある。

13 労災ホームヘルパー養成研修(年1回)受講者数

令和7年度受講者数

No.	実施期間	実施場所	受講者数	備 考
1	R7. 11. 12～11. 14	愛知県	3人	
計			3人	

※ 令和7年度の研修実施回数は1回、受講者数は3名であった。

14 介護施設 保有車両一覧 (令和7年12月31日現在)

No.	施設	車両区分 (型 式)	名 称 (登録ナンバー)	初年度登録年月日 (車両価格(税別))	設定保険金額
1	北海道	車椅子移動バス (SDG-XZB50)	トヨタ コースター (札幌 800 そ 4885)	平成 26 年 03 月 05 日 (13,778,410 円)	3,600,000 円
2		車椅子移動車 (LDF-CWMGE25 改)	日産 キャラバン (札幌 830 さ 3125)	平成 24 年 03 月 23 日 (4,599,307 円)	900,000 円
3	宮城	車椅子移動バス (TPG-BE640J)	三菱ふそうローザ (宮城 830 さ 772)	平成 30 年 12 月 17 日 (10,877,845 円)	4,500,000 円
4		車椅子移動車 (CS4E26 改)	日産 キャラバン (宮城 830 そ 3311)	平成 30 年 09 月 28 日 (4,166,600 円)	1,600,000 円
5	千葉	車椅子移動バス (TPG-BE640J)	三菱ふそうローザ (千葉 830 な・511)	平成 31 年 01 月 09 日 (10,777,845 円)	4,500,000 円
6		車椅子移動車 (CS4E26 改)	日産 キャラバン (千葉 830 て・511)	平成 30 年 10 月 04 日 (4,166,600 円)	1,600,000 円
7	愛知	車椅子移動バス (ABG-DHW41)	日産 シビリアン (尾張小牧 800 せ 3271)	平成 25 年 02 月 25 日 (10,868,378 円)	2,500,000 円
8		車椅子移動車 (LDF-DWGE25 改)	日産 キャラバン (尾張小牧 830 さ 5584)	平成 24 年 03 月 27 日 (4,322,067 円)	800,000 円
9	大阪	車椅子移動バス (TPG-BE640J)	三菱ふそうローザ (堺 830 さ 7989)	平成 30 年 2 月 21 日 (10,533,652 円)	3,800,000 円
10		車椅子移動車 (CBF-CS4E26 改)	日産 キャラバン (堺 800 さ 3582)	平成 30 年 2 月 19 日 (4,582,987 円)	1,500,000 円
11	広島	車椅子移動バス (TPG-BE640J)	三菱ふそうローザ (広島 830 す 5577)	平成 30 年 2 月 20 日 (10,759,552 円)	3,900,000 円
12		車椅子移動車 (CBF-CS4E26 改)	日産 キャラバン (広島 800 せ 1640)	平成 30 年 2 月 19 日 (4,707,410 円)	1,600,000 円
13	愛媛	車椅子移動バス (ABG-DHW41)	日産 シビリアン (愛媛 800 す 4675)	平成 25 年 03 月 11 日 (10,538,378 円)	2,400,000 円
14		車椅子移動車 (CBF-DSGE25 改)	日産 キャラバン (愛媛 830 せ 2180)	平成 24 年 03 月 28 日 (3,729,067 円)	700,000 円
15	熊本	車椅子移動バス (SDG-XZB50)	トヨタ コースター (熊本 800 す 8482)	平成 26 年 03 月 07 日 (12,825,750 円)	3,200,000 円
16		車椅子移動車 (CBF-DSGE25 改)	日産 キャラバン (熊本 830 さ 5635)	平成 24 年 03 月 27 日 (3,729,067 円)	700,000 円

※1 「車椅子移動バス」とは、主に入居者の通院等に使用する中型バスをいう。

※2 「車椅子移動車」とは、主に入居者の通院及び業務に使用する小型ワゴンをいう。

15 介護施設の保有車両参考写真

(1) 車椅子移動バス



(2) 車椅子移動車



16 介護施設と同一敷地内にある工作物の例（参考写真）

※ 写真は例示であって、以下の参考写真に含まれない工作物であっても、同一敷地内にある構造物は対象とする。

① 門（千葉施設、宮城施設、千葉施設裏門）



②塀・フェンス（宮城施設、千葉施設、テニスコートフェンス、）



③ 駐輪場（千葉施設）



④ 国旗掲揚ポール（愛媛施設）



⑤ 車庫（千葉施設、愛知施設）



⑥照明（千葉施設監視カメラ付、宮城施設水銀灯）



⑦倉庫（千葉施設）



⑧東屋（宮城施設）



⑨時計塔（宮城施設）



⑩ ゴミ集積場（千葉施設）



⑪ 給水塔・貯水槽（熊本施設、愛知施設）



⑫浄化槽（愛知施設）



⑬ 看板・案内板（大阪施設）



⑭ベンチ（愛媛施設）

